

C H A N G E

年休申し込みに理由は要らない！！ 会社自ら主張する！！

3月30日の船出さんの「診断書強要裁判」で会社は準備書面（1）を提出しました。この中で

もとより年休の利用目的は労基法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは労働者の自由である。このため、会社における年休申込簿の「事由」欄の記載は任意であり、事由を記載せずとも年休取得の手続きは行われる

と会社は準備書面（1）に書き、裁判所に主張しているのです。

皆さん！会社の年休申込簿の「事由」欄に事由を書いていませんか？
会社から「事由を書いてください」と言われていませんか？
事由を書くのはまったく無駄な事だったのです！！
会社自ら「事由を記載せずとも年休取得の手続きは行われる」と言い切っているのですから。
それでもあえて書かせる理由は「法律より会社の言うことが正しい、命令と服従のために書かせる」ということなんですよ！

無駄な年休申込簿の「事由」欄をなくさせましょう！！

**私たちは裁判を通じて会社の不正を正すとともに
職場内の問題も明らかにして行きます！！**